

いじめ問題等への対策について

平成 18 年 12 月 1 日

教 育 委 員 会

1 いじめの件数について

盛岡市におけるいじめの報告数

(岩手県教育委員会調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」報告数)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度 (11月20日現在)
小学校	9	2	1	2	4	1
中学校	18	1	3	8	3	4
高等学校	0	0	0	0	2	1

いじめの定義【平成6年 文部省】

①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

なお、盛岡市においては、「いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題である。」として確認し、対応している。

2 いじめ問題等に対する指導方針

命への畏敬、自他の命の尊重、また、正義感や倫理観、思いやりの心などの豊かな人間性をはぐくむ心の教育を充実させるとともに、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、児童生徒の望ましい人間関係づくりに取り組み、一人一人が大切にされる学校づくりを行うこと。

3 いじめ問題等への対策等について

(1) 実態把握

各学校から提出される報告書や諸調査による実態把握のほかに、各学校担当者との定期的な情報交換や、学校訪問指導・校内研修会への参加により実態を把握している。

(2) 学校への指導

「校長会議」、「いじめ問題に関する担当者会議」、「生徒指導主事会議」を開催し、以下の点を各学校に指導した。

- ・校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図りながら、一致協力して対応する学校体制を確立する。
- ・養護教諭や、スクールカウンセラー、相談員等と連携しながら、児童生徒にとって相談しやすい体制を整える。
- ・学校におけるいじめ問題への対応方針、指導計画等について、保護者や地域へ積極的に公表し、適切な連携を図るよう努める。

(3) 相談窓口の充実

11月25日(土)より、盛岡市教育相談室の電話相談の時間を、従来の「月～金の8時30分～18時」に加え、「土曜日9時～15時」も開設することとした。

(4) 「いじめ問題対策委員会」の設置

行政と学校現場が一体となって取り組む態勢を強化するため、市教育委員会事務局主幹課長と、校長会・校外指導連絡協議会・教育相談室の代表からなる「いじめ問題対策委員会」を設置した。今後は、随時開催し、意見交換を行いながら、今後の対策について考えていくこととしている。

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月
相談件数	1	2	3	4	5	6
解決件数	0	1	2	3	4	5
未解決件数	1	1	1	1	1	1

「いじめ問題対策委員会」の設置について、市教育委員会事務局主幹課長と、校長会・校外指導連絡協議会・教育相談室の代表からなる「いじめ問題対策委員会」を設置した。今後は、随時開催し、意見交換を行いながら、今後の対策について考えていくこととしている。

この委員会は、いじめ問題の発生を未然に防止し、発生した場合には迅速に対応するための組織として設置された。委員会は、毎月定例会を開き、いじめ問題の発生状況や対応状況について報告し合い、対策を協議する。また、いじめ問題の発生を未然に防止するため、各校に「いじめ問題対策委員会」を設置し、各校でいじめ問題の発生状況を把握し、発生した場合には迅速に対応する。また、いじめ問題の発生を未然に防止するため、各校に「いじめ問題対策委員会」を設置し、各校でいじめ問題の発生状況を把握し、発生した場合には迅速に対応する。